

市道供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、  
上越市道の供用を次のように開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間、都市整備部道路課において一般  
の縦覧に供する。

令和6年3月26日

上越市長 中川幹太

供用開始の期日 令和6年3月26日

路線番号	道路種別	路線名	供用開始の区間	備考
E505	その他	新光町三丁目9号線	新光町三丁目268番9 新光町三丁目264番2	